

東洋町定額減税補足給付金 (調整給付)のご案内

【内容】

・令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税について、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円の減税（**定額減税**）が実施されますが、所得の状況により、定額減税しきれないと見込まれる方においては、定額減税しきれないと見込まれる部分を調整するための給付（**調整給付**）を実施します。

調整給付は、対象者にいち早く給付を行う観点から、**令和6年6月3日時点**の令和6年度分個人住民税課税情報（令和5年1月から12月の所得情報）を基に推計した令和6年分所得税額を用いて給付額を決定するものになります。

【支給対象者】

・令和6年分個人住民税が東洋町で課税される方のうち、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額及び令和6年度個人住民税所得割（定額減税前）を上回る方が対象となります。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

【受給手続き】

・支給対象者には、東洋町から、給付内容や確認事項が書かれた調整給付金支給確認書が届きます。

中身を確認して、東洋町役場へ**令和6年10月31日までに返信してください。**

【問い合わせ】

ご不明な点がございましたら、住民課（29－3394）までお問合せください。